

第6期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金のご案内

要請期間：令和3年6月1日（火曜日）から6月20日（日曜日）まで

申請受付期間：令和3年7月1日（木曜日）から8月11日（水曜日）まで

概要

令和3年6月1日から6月20日の間、緊急事態宣言が発令・延長されたことに伴い、休業や営業時間短縮の要請にご協力いただいた大阪府内の飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、事業規模（売上高）に応じて営業時間短縮等協力金を支給いたします。

対象者（主な支給要件）

(1) 大阪府内に要請対象施設（店舗）を有すること。

食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗

【飲食店】 飲食店、喫茶店、居酒屋等 ※宅配・テイクアウトサービスを除く

【遊興施設】 バー、カラオケボックス等

【結婚式場】 結婚式場

(2) 大阪府の要請の対象期間において、次のいずれかの対応を行うこと。

- 通常午後8時を超えて営業する店舗において、酒類の提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）及びカラオケ設備の提供をしない*で、午後8時までの間に営業時間を短縮又は休業すること。

*通常酒類又はカラオケ設備の提供をしない場合を含む。

- 通常午後8時までの営業時間で酒類の提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）又はカラオケ設備を提供する店舗において、休業すること。

(3) 感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、店舗において大阪府感染防止宣言ステッカーを導入していること。

・要請の対象期間中において開店・閉店した事業者も協力金の対象となる場合があります。

詳しくは裏面の「第6期協力金 大阪府ホームページ」をご確認ください。

支給額

※注 売上高には、消費税・地方消費税を含みません

(段階的支給のイメージ)

中小企業等	売上高方式	飲食部門の 1日当たりの売上高 (令和2年又は令和元年6月)	1日当たりの支給単価	協礼金/日・店舗	
		10万円以下	4万円(一律)	4万円	10万円
	10万円超~25万円以下 (①)	4万円~10万円 (①×0.4)	4万円~10万円	10万円	25万円
	25万円超	10万円(一律)	10万円	25万円	25万円
※中小企業等も選択可 大企業	売上高減少額方式	1日当たりの売上高減少額 × 0.4 令和2年又は令和元年6月の飲食部門の1日当たりの売上高から令和3年6月の飲食部門の1日当たりの売上高を引いた額	売上高減少額 × 0.4	20万円	50万円

裏面につづく

◆ 申請方法

パソコン・スマートフォンで申請いただけます。大阪府ホームページで申請書類等の詳細を必ずご確認ください。大阪府行政オンラインシステムにアクセスし、申請してください。

●オンライン申請のメリット

- ・これまでの協力金（第1～5期）に申請がある場合、入力が省略でき、簡単に申請できます。
- ・マイページで、いつでも申請状況が確認できます。
- ・郵送にかかる費用が節約できます。

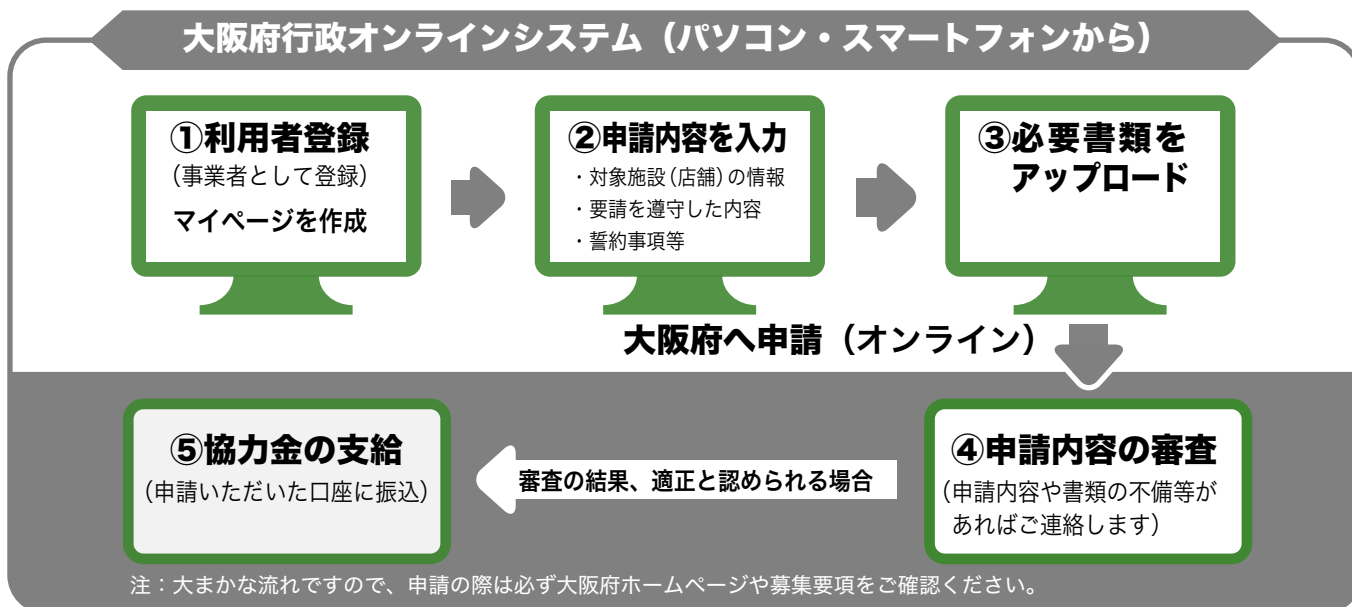
第6期協力金 大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyoryokukin-6ki/index.html>



※オンライン申請ができない方は郵送申請をご利用いただけます。郵送の場合は府民お問合せセンター等に配架の申請書類をご活用いただくか、又は府ホームページから申請書類を印刷してご申請ください。提出期限は令和3年8月11日（水）まで（消印有効）となります。

◆ 申請のながれ



専門家等による申請サポート（無料）〔大阪府行政書士会及び商工会・商工会議所（一部を除く）〕

申請書類の不備をなくし、審査をスムーズに行えるようにします。
実施団体及び問い合わせ先は以下のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/jizensoudan.html>



ダメ！
絶対！

協力金の不正受給は犯罪です！

大阪府では、府民からの多数の情報提供により行政機関等と連携し、店舗の活動状況に関する調査を予告なく順次行っています。

虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、事業者のみなさまにおいては適正な申請をお願いします。

◆ お問合わせ先

大阪府時短・大規模施設等協力金コールセンター

☎ 06 - 7166 - 9987（平日のみ午前9時から午後6時まで）

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。なお、7月3日（土）及び10日（土）は開設します。

※第1～3期と番号が異なります。ご注意ください。

大阪市上乗せ協力金について

大阪市の「上乗せ協力金」の支給要件を満たす店舗は、第6期協力金の申請後に別途大阪市への申請を行うことで、「上乗せ協力金」の支給対象となる場合があります。詳しくは下記の大阪市ホームページにてご確認ください。又は大阪市営業時間短縮協力金コールセンターへお問い合わせください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000534685.html>

◆大阪市営業時間短縮協力金コールセンター ☎06-6655-0711（月～土曜日、午前9時から午後5時30分まで）※日曜日及び祝日を除く。